

○山梨県警察少年サポートセンター運営要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 8 日 〕
〔 例規甲（少サ）第 1 0 5 号 〕

山梨県警察少年サポートセンター運営要領

第 1 趣旨

この要領は、山梨県警察の組織等に関する規則（昭和 4 2 年山梨県公安委員会規則第 1 号）第 1 1 条の 7 の規定に基づき、生活安全部人身安全・少年課に附置する少年サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 業務

サポートセンターは、山梨県警察の組織等に関する規則に定める部付専門官及び課・係別分掌事務に関する訓令（昭和 4 2 年山梨県警察本部訓令第 9 号）別表第 1 に規定する事務に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) サポートセンター及び少年補導職員の運営に関する企画・立案に関すること。
- (2) 少年補導職員の集中運用に関すること。
- (3) 少年補導及び少年相談に係る警察署との連絡及び調整に関すること。
- (4) 学校、児童相談所等の関係機関並びに少年警察ボランティア等関係者との連携、連絡及び調整に関すること。
- (5) 街頭補導及び継続補導に関すること。
- (6) 少年の非行防止のための学校訪問、防犯教室及び薬物乱用防止教室等の活動の推進並びに青少年の健全な育成についての広報啓発活動に関すること。
- (7) 被害少年対策活動に関すること。
- (8) 少年相談（ヤング・テレホン等）に関すること。
- (9) カウンセリング等に必要な指導及び教養に関すること。

第 3 計画的な街頭補導

生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）は、風俗営業所、盛り場、駅、公園その他少年の非行が行われやすい場所における補導について、管轄警察署長と協議し、あらかじめ日時、場所、実施要領等について企画し、効果的かつ計画的な街頭補導を実施するものとする。この場合において、必要に応じ、少年警察

ボランティア、教員、児童委員、保護司その他ボランティア等と協働して行うように配慮すること。

第4 被害少年等の支援

サポートセンターの職員は、犯罪被害少年について、その健全な育成を図るため特に必要と認められる場合には、保護者等の同意を得た上で、カウンセリングの実施等により、継続的な支援を行うものとする。

第5 要保護少年

サポートセンターの職員は、通告を行わない要保護少年に対しても、保護者等に注意又は助言をするなど少年の福祉のために必要な措置を講じるものとする。

第6 警察署への派遣等

- 1 警察署長は、少年警察活動をより効果的に推進するため、サポートセンターの職員の派遣を必要と認めたときは、人身安全・少年課長に派遣を要請するものとする。
- 2 人身安全・少年課長は、警察署長からの派遣の要請に対し必要性を検討の上、サポートセンターの職員の派遣を決定するものとする。
- 3 派遣されたサポートセンターの職員は、派遣先警察署長の指揮を受けて活動するものとし、活動中の取扱事項については、派遣先の警察署長に報告するものとする。

第7 調査研究等

サポートセンターの職員は、少年非行の背景等について調査研究を行い、関係機関、団体等と情報交換等を行うものとする。

第8 教養訓練

人身安全・少年課長は、サポートセンターの職員の知識・技能の向上を図るため、必要に応じてカウンセリング技法、継続支援の方法等について研修を実施するものとする。